

事務連絡
令和5年12月1日

宮崎県行政書士会会長 殿

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公印省略)

建築に関する証明交付事務の運用の変更について (依頼)

日頃から建築行政への御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
現在、各土木事務所等で交付しております建築に関する証明書につきまして、
令和6年4月1日から下記のとおり運用を変更することとしましたのでお知らせ
いたします。

なお、県HPにも掲載しておりますので、会員に周知していただきますようお願い
いたします。

記

- 1 建築工事届証明は台帳や写しなどの保存期限内（届出日が存する年度の3
月31日から起算して3年）に限り証明を交付します。
なお、建築工事届は着工統計調査のための手続きであり、建築物の現存や建
築基準法への適合を証明することはできませんのでご注意ください。
- 2 建築物等に係る証明書には、『建築物の現況を証するものではない』旨を明
記します。

担当：建築指導担当 林田
電話：0985-26-7195

建築に関する証明書の取扱が変わります！

宮崎県が行った建築確認その他の建築関係法令の規定による処分（確認済証、検査済証、中間検査合格証、建築工事届受理、道路位置指定）に係る証明書の交付事務の取扱を、令和6年4月1日から下記のとおり変更します。

<変更点>

- 建築工事届証明は台帳や写しなどの保存期間（届出のあった年度の3月31日から3年間）を経過したものは、証明書の交付ができません。
 なお、建築工事届は着工統計のための手続きであるため、建築物の現存や建築基準法への適合を証明することはできませんのでご注意ください。
- 証明書には『建築物の現況を証するものではない』旨を記載します。

<注意事項>

- 証明書の交付は、即日交付できるものから申請後10日程度を要するもの、または台帳に記載が無く証明書が交付できないものがありますので、来庁される前に電話等で窓口へご確認ください。
- 証明書の申請、交付は郵送でも可能です。郵送での交付を希望される方は事前に電話等で証明の内容を確認の上、以下を同封して交付窓口に郵送して下さい。
 - ・ 証明願（宮崎県収入証紙を貼ったもの。必要に応じて委任状）
 - ・ 返信用封筒（普通、速達、簡易書留等返送に必要な郵便料金の切手を貼ったもの）

<問合せ先>

| 所在市町村 | 窓口 | 連絡先 |
|---------------------|------------------|------------------------|
| 日南市 | 日南土木事務所建築担当 | (0987)23-4662 |
| 串間市 | 串間土木事務所（水曜日） | (0987)72-0134※不在時は日南土木 |
| 三股町 | 都城土木事務所総務担当 | (0986)23-4512 |
| 小林市、えびの市、高原町 | 小林土木事務所建築担当 | (0984)23-5179 |
| — | 宮崎土木事務所建築指導担当 | (0985)26-7287 |
| 国富町、綾町 | 高岡土木事務所（不定期） | (0985)82-1155※不在時は宮崎土木 |
| 西都市、西米良村 | 西都土木事務所（水曜日） | (0983)42-2906※不在時は宮崎土木 |
| 高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町 | 高鍋土木事務所（火曜日、木曜日） | (0983)23-0001※不在時は宮崎土木 |
| 門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町 | 日向土木事務所建築担当 | (0982)52-4171 |
| 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 | 西臼杵支庁土木課管理担当 | (0982)72-3191 |

※ 宮崎市、都城市、延岡市、日向市に所在する物件については各市の建築担当課におたずね下さい。